

会津若松市地域包括支援センター設置運営候補者の選定に係る評価基準

(令和7年9月29日決裁)

1 位置づけ

この基準は、会津若松市地域包括支援センター設置運営候補者選定委員会が会津若松市地域包括支援センター設置運営候補者を選定するための評価の基準等について示すものである。

2 評価方法及び運営候補者の選定

運営候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、別表「評価基準表」に基づく選定委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし、採点した委員の平均得点が60点に満たない場合は、不適格とみなして運営候補者としな

- いものとする。
- ＜選定順＞
- ア 過半数を超える委員から最高順位を得た者
 - イ アにより決しない場合、全委員の合計得点が最高得点者
 - ウ 最高得点者が複数ある場合は、職員の配置・研修に係る項目の評価点が最も高い者
 - エ ウが複数ある場合は、事業方針に係る項目の評価点が最も高い者

3 評価点

採点に当たっては、「評価基準表」に定める各項目の着眼点を踏まえ、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価段階	配点5点の場合	配点10点の場合	配点20点の場合
A 極めて優れている	5	10	20
B 優れている	4	8	16
C 普通（標準的）	3	6	12
D やや劣っている	2	4	8
E 劣っている	1	2	4
F 記述がない	0	0	0

4 留意点

評価は、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。

別表

評価基準表

大項目	中項目	評価の着眼点	配点
1 事業主体の適格性	①法人理念・運営方針、介護保険サービス事業実績	・法人の目指すところがわかるか ・市内での実績が豊富か	5
	②地域包括支援センターの使命・役割	・地域包括ケアシステムの中核機関としての取組み ・利用者視点の取組み	5
	③地域特性	・地域特性を把握しているか ・地域特性を踏まえた取組み	5
2 事業方針	①介護予防ケアマネジメント業務	・業務の内容及びその必要性の認識 ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の方針と進め方	10
	②総合相談支援業務	・業務の内容及びその必要性の認識 ・高齢者の実態把握の方法 ・相談内容に応じた関係機関との連携体制	10
	③権利擁護業務	・業務の内容及びその必要性の認識 ・関係機関との連携体制	10
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・業務の内容及びその必要性の認識 ・介護支援専門員に対する支援への取組み	10
3 施設の管理・運営	①秘密保持・個人情報取扱い、公正・中立の確保、緊急時や夜間・休日の対応	・秘密保持の取組み ・個人情報の保管・処分方法 ・公正・中立の必要性の認識 ・公正・中立の担保のための方針 ・緊急連絡体制の整備状況 ・夜間・休日の対応	5
4 職員の配置・研修	①3職種等の役割・適正配置	・3職種、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターそれぞれの役割の認識 ・経験を持った職員配置の考え方	5
	②配置職員の資質向上	・職員の資質向上への取組み ・研修の実施計画	5
	③人員配置計画	・職員確保の確実性 ・各職種にふさわしい人員配置か ・勤務時間等は適切か ・独自の増員があるか	20
5 施設整備の考え方	①施設の利便性	・事務所の利便性 ・事務室の広さ、共有の有無 ・相談室のプライバシー確保	5
6 見積の妥当性	①見積の妥当性	・地域包括支援センターの収支見積の妥当性	5
合計			100